

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条  
第一項の規定によつて、広島市から、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路  
三・四・三二四号旭町広島港線、三・二・三二一号霞庚午線の変更に係る同法第十四条第一  
項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法  
第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県都市部都市事業局都市企画室にお  
いて縦覧に供する。

平成二十年三月十七日

広島県知事 藤田雄山